

よくあるお問い合わせ

1.基本的事項について

Q1.周辺環境への影響についてどのような協議が必要となるか。

A1.周辺農地や住宅等への影響(日照、排水等)、交通処理、騒音対策など都市計画決定及び農振除外・農地転用、開発許可等に関連する関係機関との協議や周辺住民等との意見調整が必要となります。まずは都市計画課にご相談ください。また、必要に応じて事業者間での情報共有・調整をお願いすることがあります。

Q2.物流施設の判断基準とは。

A2.「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)(以下、物効法)に示されるような流通業務の総合化(輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施)または効率化(輸送網の集約等の輸送の合理化を実施)に資する施設とし、事業計画等によって確認・判断いたします。

※本地区計画策定にあたっては、物効法の認定は必須ではありません

Q3.近隣への説明範囲はどのように決めるのか。

A3.事業計画の内容や周辺への影響範囲から都市計画提案者に説明範囲を設定いただき、その上で本市と協議ください。

2.対象区域の要件について

Q4.「対象道路に接する」の意図は。

A4.貨物の輸送等を行う車両については、施設の出入りを対象道路から行い、市街化調整区域内での通行を対象道路に限定することを意図しています。また、出入りについては、原則左折入出庫とし、交通検証上、支障が無いことを確認する必要があります。

Q5.「概ね整形な形状」の判断基準とは。

A5.建築計画や周辺環境への影響等を踏まえて、区域形状の妥当性を判断いたします。